

子育て・障害者サロン助成金交付要項

1 目的

この要項は、地域福祉活動助成事業実施要綱に基づき、住民が住み慣れた地域で暮らし続けるために実施する、さまざまな圏域や範囲で活動する子育てサロン・障害者サロン等に対し、前橋市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が、活動の立ち上げや継続的な運営ができるよう、支援を行うことを目的とする。

2 財源

市社協賛助会費及び地域歳末たすけあい募金を財源とし、予算の範囲内で事業費の一部を補助する。

3 助成要件

次の要件を満たす事業を、助成交付対象とする。

① 主体

前橋市内で活動する団体が主体となり活動を実施していること。ただし、自治会等を主体・圏域として実施する活動は「サロン・見守り活動助成金交付要項」より助成交付を行うため、当事業の交付対象にならない。

② 範囲

各活動の実態や地域の実情に応じて、前橋市内の地区や学校圏域、または市内全域等を範囲としていること。

③ 実施回数

原則として月1回以上の実施計画とする。この実施回数を満たせない場合については、実情に応じて助成交付及び助成交付額を別に定める。

④ 対象者

参加者を限定的にせず、地域に在住する幅広い住民を対象とし、公に開かれた活動とすること。

⑤ 対象者数

1回の活動につき、参加者・担い手を含め概ね10人以上が参加すること。ただし、地域実態・会場のスペース・災害や感染症蔓延状況などにより、この限りではない。

⑥ 活動内容

参加者の実情等に応じた多様な活動とするが、特定の活動に限定されたクラブ活動等は認めない。

⑦ 会場

会場選定は多様な形態を認める。例えば、公民館施設を利用する、あるいは個人宅を利用する場合も認める。ただし、閉鎖的な活動にならず、公に開かれた活動になるよう参加しやすい環境づくりの工夫をすること。また、調理をする場合は衛生が確保されていなければならない。

4 助成金額

助成金は一事業につき年間3万円とする。

5 助成金の使途

助成金の使途として対象になる経費は次に掲げるとおりとする。

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 消耗品費 | 消毒液・物づくり材料など |
| (2) 備品費 | ラジカセ・デジカメなど |
| (3) 飲食費 | サロンの茶菓子代など |
| (4) 印刷費 | 広報チラシ印刷・資料印刷など |
| (5) 研修会費 | 講師謝金など |
| (6) 雑費 | 活動保険料など |
| (7) 固定費 | 会場賃借料・電話代・Wi-Fi 設置費など |

6 助成申請手続き

助成金の交付を受ける場合は、別紙様式第1号に所定事項を記入し、市社協会長に申請するものとする。

7 助成の決定及び交付

市社協会長は、助成申請書を受理したときは、その事業内容を審査の上、助成金額を決定し、助成金交付決定を通知するものとする。ただし、「3 助成要件」に沿わない活動であった場合は、助成額を減額することができる。

8 実施報告

当該年度の事業が完了した後、実施報告提出に関わる通知で指定する期日までに、別紙様式第2号により、関係書類を揃えて市社協会長に報告するものとする。

9 助成金の返還

当該年度の助成金の交付を受けた活動で、助成金に残金が生じた場合にも、市社協会長は返還を求めないものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

この要項は、令和8年4月1日から施行する。